



譲渡担保法の創設

令和 8 年 1 月 15 日
弁護士 谷 崇彦
E-mail : tani_t@clo.gr.jp
弁護士 西川 葵
E-mail : nishikawa_a@clo.gr.jp

第 1 はじめに

現行法においては、譲渡担保契約および所有権留保契約は、いわゆる「非典型担保契約」とされ、明文の法令による規律が存在せず、法的性質や効力については、判例実務の集積に委ねられてきました。

もっとも、令和 7 年 6 月 6 日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（以下「譲渡担保法」といいます。）が公布され、譲渡担保契約及び所有権留保契約は、明文の規律が存在する「典型担保契約」となり、公布から 2 年 6 月以内に譲渡担保法は施行される運びとなりました。

譲渡担保法が施行されることにより、法律関係の予見可能性や取引の安定性が高まり、不動産担保や個人保証に依存しない資金調達が促進されることが期待されます。

本メルマガでは、新設された譲渡担保法の概要及び重要なポイントについて解説いたします。

第 2 譲渡担保法の概要

譲渡担保法においては、同法に関する総則規定（第 1 章）、譲渡担保契約に共通する通則規定・動産譲渡担保契約に関する規定・債権譲渡担保契約に関する規定（第 2 章）及び所有権留保契約に関する規定（第 3 章）が主に明記されました。

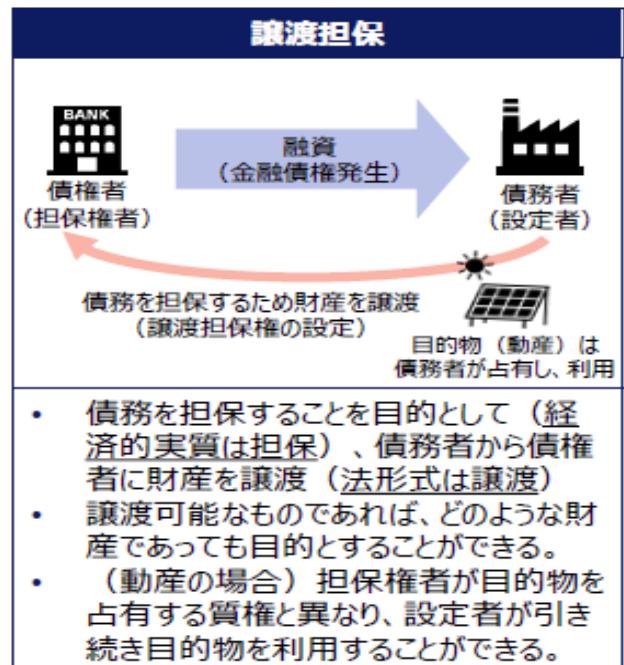
第 3 譲渡担保契約に共通する通則

1 譲渡担保権

譲渡担保法において、「譲渡担保契約」とは、「金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権（民法第 3 編第 1 章第 4 節の規定により譲渡可能な債権に限る。）その他の財産を債権者に譲渡することを内容とする契約」（第 2 条第 1 号）と定

義されました。そしてかかる契約のうち「動産を目的とするもの」を「動産譲渡担保契約」(同条6号)、「債権を目的とするもの」を「債権譲渡担保契約」(同条11号)と規定しています。

【図1】譲渡担保契約のイメージ



【参考】譲渡担保法の概要¹ (令和7年6月法務省民事局) 抜粋

譲渡担保法は、譲渡担保契約全てに原則的に共通する効力を以下の通り定めました。

条文	効力	内容
第3条	担保権者の優先弁済権	譲渡担保権者(以下「担保権者」といいます。)は、他の債権者に先立って弁済を受けることができます。
第4条	譲渡担保権の効力が及ぶ範囲	譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行費用及び債務不履行によって生じた損害の賠償を担保します。
第6条	譲渡担保権設定者の処分権	譲渡担保権設定者(以下、「設定者」といいます。)は、譲渡担保財産(譲渡担保権が設定される目的物)についての権利を第三者に譲渡することができます。(ただし、譲渡によって譲渡担保権が消滅するわけではない点にご留意下さい)

¹ 法務省民事局「譲渡担保法の概要」(令和7年6月)<https://www.moj.go.jp/content/001440978.pdf>

第7条	重複する譲渡担保契約締結の許容	譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができます。これにより、設定者は譲渡担保財産の余剰価値の活用をすることができます。
第9条	物上代位	担保権者は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって設定者が受ける譲渡担保財産の価値代替物に対しても担保権行使ができます。

2 根譲渡担保権

譲渡担保法は、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定債権を担保するために締結できる根譲渡担保契約の規定を設けました（第13条以下）。かかる根譲渡担保契約において、極度額の定めは必ずしも必要ではなく、担保権者は、確定した元本、利息、違約金、担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、担保権を行使することができると規定されました（第14条）。なお、元本確定事由としては、目的財産に対する強制執行や担保権実行の申立、目的財産に対する差押えがあることを担保権者が知つてから2週間が経過したこととされました（第26条）。

第4 動産譲渡担保契約に関する規定

1 動産譲渡担保権の設定と効力

動産譲渡担保契約が、動産を目的とする譲渡担保契約をいうことは前述のとおりですが、動産譲渡担保契約の目的となる財産は、原則として、「譲渡することができる財産」との立場が取られました²。ただし、「譲渡することができる財産」のうち、農業用動産や登録用自動車など、抵当権の目的となる財産はこれに含まれないとされています（第2条第1号イ(1)・(2)）。

また、動産譲渡担保権の効力は、動産譲渡担保契約締結後、目的動産の常用に供するためには附屬させた他の動産で、設定者が所有するもの、いわゆる民法上の従物（民法第87条第1項）にも及ぶとされています（第27条）。さらに、設定者の権利として、目的動産の使用収益権（第29条第1項）が規定されており、設定者は善管注意義務の下（第29条第2項）、目的動産をその用法に従って、使用収益することができます。これにより、設定者は目的動産を引き続き日常業務に用いることが可能となり、その使用に際しては担保価値を害しないよう善良な管理者として適切に管理すべきことが求められます。

設定者は、譲渡担保目的動産の使用収益権に基づいてその権利侵害を停止等させ

² 法制審議会担保法制部会第43回会議部会資料40「担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(10)」9頁

る請求権を有します（第30条第1項）。また、担保権者は、担保権者の優先弁済権に基づいてその権利侵害を停止等させる請求権を有します（第30条第2項）。これにより、設定者及び担保権者の権利保護が図られています。

設定者が請求できる場合	担保権者が請求できる場合	請求権の内容
譲渡担保動産の使用又は収益を設定者以外の者が妨害しているとき（第30条第1項第1号）	優先弁済権を担保権者以外の者が妨害しているとき（第30条第2項第1号）	妨害停止請求権
譲渡担保動産の使用又は収益を設定者以外の者が妨害するおそれがあるとき（第30条第1項第2号）	優先弁済権を担保権者以外の者が妨害するおそれがあるとき（第30条第2項第2号）	妨害予防請求権
譲渡担保動産を設定者以外の者が占有しているとき（第30条第1項第3号）		返還請求権

2 動産譲渡担保権の対抗要件具備

動産譲渡担保権の対抗要件具備方法は、動産の引渡しと動産譲渡登記（特例法³第3条第1項）の二種類があります。原則として、動産譲渡担保権が競合した場合、その優劣は引渡し又は登記の前後によって判断することになります（第32条）。

もっとも、動産の引渡し方法⁴のうち、占有改定の引渡しについては、他の引渡し⁵や登記の取得が占有改定による引渡しよりも遅い場合であっても、占有改定による引渡しが劣後することを規定しました（第36条第1項、占有改定劣後ルール）。これは、占有改定による引渡しが行われても、誰が法律上の占有者か客観的に認識しづらい方法であることから、客観的に動産を占有している外観を信頼して取引をした他の担保権者を保護する趣旨で設けられたものと考えられます。

また、目的動産と牽連性のある金銭債務⁶のみを担保する動産譲渡担保権については、目的動産の引渡しといった対抗要件を具備しなくとも第三者に対抗できるとする規定が設けられました（第31条）。これは、売買代金債務を担保する所有権留保に

³ 「動産及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」をいいます（以下同様です。）。

⁴ 動産の引渡しは、動産の占有を移すことによって現実に行う引渡し（民法第182条第1項、現実の引渡し）、譲受人が動産を所持している場合に当事者間の意思表示のみによって行う引渡し（民法第182条第2項、簡易の引渡し）、債務者が自己の占有している動産を以後第三者のために占有することとする引渡し（民法第183条、占有改定）及び代理人が動産を占有する場合、本人が代理人に対し、以後第三者のために占有するように明示し、第三者がこれを承諾することによって行う引渡し（民法第184条、指図による占有移転）の4つの方法があります。

⁵ 注釈4参照

⁶ 第31条は「譲渡担保動産の代金の支払債務」（同条第1号）と「譲渡担保動産の代金の支払債務の債務者から委託を受けた者が当該代金の支払債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務」（同条第2号）と規定しました。

つき、目的動産の引渡しがなくとも第三者対抗力を認めた判例（最判平成30年12月7日民集72巻6号1044頁）が、担保の目的物と被担保債務との密接な牽連性に着目したものであることを踏まえ、これと同様の法理を、動産譲渡担保権にも及ぼすことが、担保法制全体の整合性の観点から合理的であると考えられたことから設けられたものと思われます。

他方、目的動産と牽連性のある金銭債務とそれ以外の債務を担保する動産譲渡担保権については、牽連性のある金銭債務を担保する限度で、競合する他の動産譲渡担保権、動産質権又は企業価値担保権に優先することとされています（第37条本文）。目的動産と牽連性のある金銭債務とそれ以外の債務を担保する動産譲渡担保権については、目的動産の引渡しといった対抗要件を具備しなくとも第三者に対抗できるというわけではなく、他の動産譲渡担保権者等が引渡しを受けた時よりも前又は同時に、引渡しを受ける必要があります。これは他の担保権が占有改定以外の方法で対抗要件を具備した場合、その担保権者としては自らの担保権の優先権を確保するために可能なことは全て行っているため、それを覆すことになればその担保権者の期待を害することになり、また、牽連性ある金銭債務を担保しているという理由でそれ以外の債務も含めた全ての債務についても、他の担保権者に優先させるのは相当ではないと考えられるからです⁷。

3 動産譲渡担保権の実行

動産譲渡担保権の実行には、裁判手続を経て行われる競売による方法（第72条第2項、民事執行法第190条）と裁判手続を経ないで行われる私的実行による方法があります。私的実行には、帰属清算方式（第60条第1項）と処分清算方式（第61条第1項）があり、前者は設定者の債務不履行があった後に、担保権者自身が担保目的財産を取得し、その価値を被担保債権の弁済に充てる方法であり、後者は、担保目的財産を第三者に譲渡し、その譲渡代金を被担保債権の弁済に充当する方法です。譲渡担保法では、いずれの私的実行についてもその手続内容を規律しました。

また、私的実行を円滑なものとし、動産の毀損・隠匿を防止するため、譲渡担保法では、担保権者に動産の保全処分（第75条）を求める権利、実行のための引渡命令（第76条）を求める権利及び実行後の引渡命令（第78条）を求める権利について規定しています。

第5 債権譲渡担保契約に関する規定

1 債権譲渡担保権の効力と対抗要件具備

譲渡担保法は、債権譲渡担保権の目的となる債権の範囲を民法第3編第1章第4

⁷ 法制審議会担保法制部会第37回会議部会資料33「担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討（5）」13頁

節の規定により譲渡される債権としています。かかる債権譲渡担保権の目的となる債権の範囲に含まれないものとして、有価証券や電子記録債権法上の電子記録債権などがあげられています⁸。

債権譲渡担保権は、被担保債権の不履行があった場合、担保権者が譲渡担保債権を直接取り立てすることができます（第92条第1項前段）。また、対抗要件の具備に関しては、民法第467条第2項の債権譲渡の対抗要件具備の方法によることとされ（第49条第1項）、債権譲渡担保権と他の担保権との競合があった場合にその優劣は以下の表の通り整理されることとなります。

競合する他の担保権	条文	優劣の判断
債権譲渡担保権	第49条	民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾（特例法の適用がある場合は、特例法第4条第1項の登記）の前後によって判断される。
債権質権	第51条	民法第467条第2項による確定日付のある証書による通知又は承諾と同法第364条による確定日付のある証書による通知又は承諾の前後によって判断される。

2 債権譲渡担保権の実行

債権譲渡担保権の実行については、上述の取立権に基づく、直接の取立による方法（第92条第1項後段）及び帰属清算方式又は処分清算方式による私的実行による方法（第93条前段）が規定されました。

第6 集合動産・集合債権譲渡担保契約に関する規定

1 集合動産・集合債権譲渡担保契約

譲渡担保法は、これまで判例において認められてきた集合動産譲渡担保契約及び集合債権譲渡担保契約の設定対象、効力、実行等の規定を設けました。

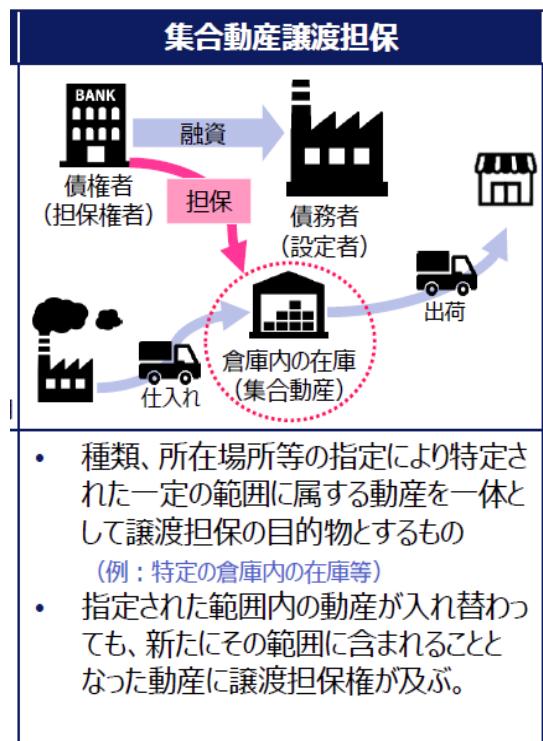
集合動産譲渡担保契約は、譲渡担保動産の種類及び譲渡担保動産の所在場所その他の事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲（「動産特定範囲」といいます。）によって特定された動産（「特定範囲所属動産」という。）を一体として目的とする契約（第40条）とされています。

また、集合債権譲渡担保契約は、「譲渡担保債権の発生年月日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲によって特定された債権」を一括して目的とする契約（第53条第1

⁸ 法制審議会担保法制部会第48回会議部会資料46「担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(14)」7頁

項)とされています。

【図2】集合動産譲渡担保契約のイメージ



【参考】譲渡担保法の概要（令和7年6月法務省民事局）抜粋

2 集合動産・集合債権譲渡担保権の対抗要件具備

集合動産譲渡担保権の対抗要件は、動産特定範囲の全部の引渡しを受けることされています(第41条第1項)。同一の動産について集合動産譲渡担保権と他の担保権とが競合する場合の順位については、原則として引渡しの前後とされますが(第32条)、例外が設けられている⁹点に留意が必要です。

集合債権譲渡担保権の対抗要件については、上述の債権譲渡担保権と同様に民法第467条第2項による確定日付のある証書による通知又は債務者による承諾の先後とされています(なお、特例法の適用がある場合は、特例法第4条第1項の登記との先后となります)。

3 集合動産・集合債権譲渡担保権の実行

集合動産譲渡担保権について、担保権者による担保権実行の手続や担保目的物に対する第三者の差押えがあったとき、担保権の固定化が生じ、その後に動産特定範囲

⁹ 集合動産譲渡担保権者が動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたとき及び特定範囲加入動産が動産特定範囲に属したときには、いずれか遅いときに引渡しを受けたものと見なされます(第41条第2項)

に所属した動産には担保権の効力が及ばないことになります(第 66 条、第 69 条、第 70 条)。

また、集合債権譲渡担保権については、担保権者が直接取立てを行い、又は私的実行をする旨の通知をしたときは、設定者の取立て権限が失われます(第 94 条)。

第 7 所有権留保契約に関する規定

譲渡担保法は、所有権留保契約について、二者間の所有権留保契約(第 2 条第 16 号イ)と第三者所有権留保契約(第 2 条第 16 号ロ)の二種類を規定しました。

二者間の所有権留保契約とは、「動産…の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約…であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの」(第 2 条第 16 号イ)と定義されました。

第三者所有権留保契約とは、「売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けるべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに、当該金銭の償還債務その他の金銭債務の担保として、当該第三者に当該動産の所有権を取得させることを約する契約であって、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの」(第 2 条第 16 号ロ)と定義されました。

留保所有権の対抗要件については、狭義の所有権留保契約と拡大された所有権留保契約によって異なります。

狭義の所有権留保契約とは、所有権留保動産と牽連性のある金銭債務(所有権留保動産の代金支払債務・償還債務の元本、利息、違約金、留保所有権の実行費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償)のみを担保する所有権留保のことをいいます(第 109 条第 2 項)。この場合、留保所有権者は、引渡しなどの行為を要せずに第三者対抗要件を具備します。これは二者間の所有権留保契約であっても三者間の所有権留保契約であっても違いがありません(第 109 条第 2 項第 1 号、同第 2 号)。

拡大された所有権留保契約とは、牽連性のある金銭債務及びそれ以外の金銭債務の両方を被担保債務とする所有権留保のことを言います。この場合、留保所有権者は、引渡しまたは特例法上の登記¹⁰によって第三者対抗要件を具備します(第 109 条第 1 項)¹¹。

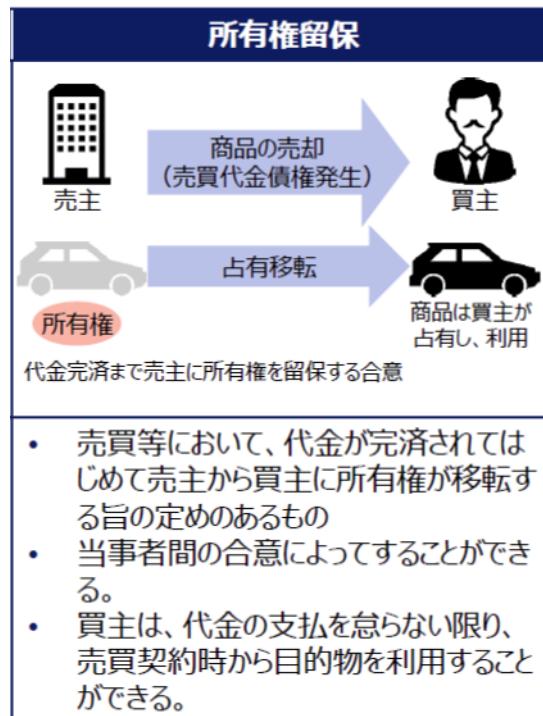
留保所有権の実行については、動産譲渡担保権の実行に関する規定を準用しており(第 111 条第 1 項)、帰属清算方式及び処分清算方式による私的実行の規定が準用

¹⁰ 改正特例法第 13 条の 2において、所有権留保登記制度が新設されました。

¹¹ 上床竜司他(2025)『まるわかり新しい担保法 QA226』日本加除出版株式会社

されています。

【図3】二者間の所有権留保契約のイメージ



【参考】譲渡担保法の概要（令和7年6月法務省民事局）抜粋

第8 倒産手続に関する規定

譲渡担保法は、これまで判例により整理されてきた譲渡担保権に関する倒産手続上の取扱いを、明文で規定しました。破産手続及び再生手続においては譲渡担保権及び留保所有権は、原則的に別除権として取り扱われ(第97条第1項、同第3項)、更生手続においては更生担保権(第97条第4項)、特別清算手続及び承認援助手続においても譲渡担保権者を担保権者として取り扱うこと(第97条第5項・第6項)が明記されました。

第9 おわりに

動産譲渡担保法の創設により、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する規律が整備され、これまで以上に両契約の利用が進むことが見込まれます。譲渡担保法は、公布日から2年6月以内に施行される予定であるため、施行日までの期間において制度概要や実務上の影響について理解を深め、現行法における運用との差異を知ることが重要となります。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願ひいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)